

(仮称)尼崎市スマートバイクポータルサイト企画、構築、管理委託業務仕様書

本仕様書は、本市が、(仮称)尼崎市スマートバイクポータルサイト企画、構築、管理委託業務に関して、次のとおり定める。

1 件名

(仮称)尼崎市スマートバイクポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)企画、構築、管理委託業務

2 背景

本市は、地理的特長、交通利便性、コンパクトな都市機能などの面で、自転車利用に適した都市としての特性を備えており、身近な交通手段である自転車が多く利用されてきた。その反面、自転車に関する事故や盗難の多発そして多くの放置自転車などが、長年にわたり都市課題となってきた。それらの課題については、市の取組や多くの市民、事業者等の努力で、少しずつ改善されているところである。

この中で、平成27年度から、本市の自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置づけ、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進し、自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へ転換することで、市民一人ひとりが自転車に愛着を持ちシビックプライドを持つまちとするため、自転車政策について、総合的な取組を進め、市民が、生活の中で安全に、安心して、快適に自転車を利用できる魅力あるまちを目指している。

3 目的

自転車を活用した観光やイベントなどの魅力に関する情報や交通事故防止、放置自転車対策などの課題解決に向けた取組の情報を、ワンストップで取得できるポータルサイトを創設し、本市が自転車が利用しやすいまちということを市民のみならず、来街者等にも広く周知することにより、本市の自転車のまちづくりの推進を図るため。

4 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

5 実施予定期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

サイト公開は、平成30年2月1日より、完成したページから段階的に行い、平成30年3月1日に全面公開とする。

なお、本業務の適正な履行が確認された場合、管理業務については、平成30年度以降本市の会計年度ごとに、平成29年度受託事業者との随意契約の締結を予定するものとする。ただし、受託者は、本市と契約締結後、本市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録すること。なお、共同事業体については全ての構成団体が同名簿に登

録すること。

また、平成30年度以降、管理業務にかかる予算（サーバー費用等）については、双方で協議のうえ決定することとする。

サイト公開スケジュール（予定）

平成30年2月1日～平成30年2月28日 段階的公開

平成30年3月1日 全面公開

6 委託業務内容

(1) タイムスケジュールの作成

全体の業務のタイムスケジュールを作成すること。

(2) ポータルサイト掲載予定内容

サイトに掲載を予定している内容は下表の9項目。

項目番号	項目(例)
1	総合「トップページ」
2	事故防止「尼っ子自転車ルールチャレンジテスト」「事故マップ」
3	盗難・ひったくり防止「効果的な鍵かけのヒミツ」 ₁ 「おしゃれなかごカバー」
4	放置防止「駐輪場はどこ？」
5	走行空間「自転車レーンはこちら」「自転車レーンはこうやって走ろう」
6	経済「毎日、自転車でショッピング」
7	健康・環境「足やせするこぎ方」 ₁ 「交通手段別“地球への優しさ”」
8	観光「尼っ子リンリンロードマップ」
9	市民が自転車のまちづくりについて投稿できるフォーム、他の自転車関連サイトとのリンク

(3) ポータルサイトの企画業務

ア サイト名称

「(仮称) 尼崎市スマートバイクポータルサイト」は仮称であり、サイトのメインタイトルを提案すること。

イ 全体構成・コンテンツ

「(2) ポータルサイト掲載予定内容」の表に挙げる項目を網羅するサイト構成及びコンテンツを企画・提案すること。なお、項目をまとめたり、分類したりして、本市が自転車を利用しやすいまちと感じられるようなサイト構成及びコンテンツを企画・提案すること。また、表に挙げていない項目について、自転車のまちづくりの推進にあたる項目があれば積極的に提案すること。

ウ 閲覧ビュー数の継続的向上に向けての工夫

サイト作成業務のみならず開設後も持続して閲覧数が伸びる工夫、内容を見たくなるサイト構成及びコンテンツを企画・提案すること。

(4) ポータルサイトの構築業務

ア サーバーの提供

本業務に必要な能力を有するものを提供すること。原則、サーバー停止期間は設けないこととし、契約期間内のサーバーに掛かる費用は、本契約金額に含めるものとする。

イ ドメインの取得

ポータルサイト用のドメイン名を取得すること。なお、ドメイン取得に掛かる費用は、本契約金額に含めるものとする。

ウ 暗号化通信（SSL（以下「SSL」という。））の導入

ポータルサイト上の通信などを暗号化し、第三者による通信内容の盗み見や改ざんを防ぐSSLを導入すること。なお、SSL導入に掛かる費用は、本契約金額に含めるものとする。

エ デザインの構築

(ア) 本市が「自転車のまち」と伝わるデザインであること。

(イ) アクセシビリティに配慮し、年齢層に関わらず、誰もが見やすく、使いやすいデザインであること。

(ウ) ページデザイン・レイアウト案を複数提示すること。

(オ) 閲覧者になるべく少ないクリック数（3回以内）で目的とする情報に到達できるよう階層設計を行うこと。

オ ホームページ作成支援システム（以下「CMS」という。）の導入

(ア) CMSの導入を行うこと。

(イ) コンテンツ更新にかかる作業効率の向上、省力化が可能となるようにすること。

(ウ) 情報の掲載や更新時に各担当者が「Word」や「Excel」を扱う感覚で容易に入力及び更新が可能となるようにすること。なお、職員が情報の掲載や更新を行う場合は、画像、表、添付ファイル等がアップロードでき、事前にプレビュー画面で確認ができるものにする。

(エ) バナーやコーナー名等、トップページを可能な範囲で更新可能とすること。

(オ) 見出し、本文テキスト、画像等を本市側でも更新・追加が可能な仕組みとすること。

(カ) 本文テキストや画像等からのリンク設定が柔軟にできること。

(キ) 職員が情報の掲載や更新を行った内容が、スマートフォン及びタブレット端末サイト等にも自動的に即時反映されること。

(ク) CMSは、市販のソフトウェアの利用、独自に開発されたものいずれの提案も可とするが、本市職員のパソコンに特殊なソフトウェアをインストールする必要がないものにする。

カ 新着情報の掲載

情報を更新した時点で、新着記事としてトップページに情報を掲載できること。

キ サイト内検索の設置

トップページにサイト内検索ウィンドウを設けること。

ク その他

- (ア) スマートフォン、タブレット端末に対応すること。閲覧者の端末によって、表示を最適化すること。
- (イ) サイトについてのプロモーションが可能となるよう、他のホームページに添付可能なバナーを製作すること。
- (ウ) その他、事業提案時に受託者が提案した機能、項目等を盛り込むこと。

(5) ポータルサイトのシステム要件（構築業務、管理業務共通）

システムの基本要件は、以下のとおりとする。

ア システム要件

項目	利用者（PC）	利用者（PC 以外）	管理者（職員用）
端末	PC	スマートフォン、タブレット端末	PC
OS	Windows7/MacOs（最新版）		Windows7 （H30年にWindows10に変更する予定。）
ブラウザ	Internet Explorer11 以上 Firefox（最新版） Safari（最新版） Google Chrome（最新版）		Internet Explorer11 以上 Google Chrome（最新版）

イ ソフトウェア

- (ア) 導入する CMS については、毎年の更新ライセンス費用等が発生しないこと。また、追加ライセンス費用が発生しないこと。
- (イ) 管理を行う本市側の端末に、専用ソフトをインストールしないシステムを構築すること。
- (ウ) 必要に応じて適切なバージョンアップが可能であること。

ウ 機能要件

- (ア) コンテンツの公開予約機能を持ち、指定日時に該当ページの公開及び非公開が設定できること。
- (イ) アクセス解析機能を持ち、本市側の端末において、ページごとの閲覧者数・閲覧日などが把握できるようにすること。

(6) ポータルサイトの管理業務

ア システムの管理

(ア) セキュリティ対策

- a 情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。
- b 不正アクセスに対し、情報漏えい、改ざん等を防ぐ適切な処置を施すこと。

- c ソフトウェアが常に最新の定義ファイルに更新されるなどの十分なウイルス対策を施すこと。
- (イ) 緊急時の管理
 - 受託者は、本市からシステムに障害が発生した旨の連絡を受けたときは、できるかぎり速やかに調査開始し、システムを正常な状態に戻す作業を実施すること。復旧に時間を要する場合には、その旨を報告しサイト一時閉鎖などの緊急措置をとること。
 - なお、正常な状態に回復させた後、当該作業内容等の報告書を直ちに本市に提出すること。また、障害の発生原因を究明した後、これらの関連業務の結果について速やかに業務実施結果報告書を作成し、本市に提出するものとする。
- (ウ) マニュアルの作成等
 - a システムの管理方法や体制等の提案を行うこと。
 - b システムの管理について明確なマニュアルを作成すること。
 - c CMS 操作マニュアルの作成及び操作研修を行うこと。
- イ システムの管理方法
 - システムの管理は、原則、受託者が行うものとする。
- ウ システムの管理方法等に関する問い合わせ
 - 受託者は、本市からのシステムの管理方法等に関する問い合わせに対応すること。対応時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、土日、祝日、年末年始の休日については、本市と受託者で協議の上決定する。

7 契約に関する条件

(1) 支払条件

業務完了後、適法な請求があった日から 30 日以内の一括払。

(2) 成果物に関する事項

本市が当該委託事業に基づき依頼した成果物に係る著作権は、全て本市に帰属する。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続を行った素材を利用する。

8 選定事業者数

1 事業者又は 1 共同事業体

なお、複数の事業者が 1 つの共同事業体を結成することも可能とする。

9 特記事項

- (1) 業務実施にあたっては、受託者は、本市と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。
- (2) 業務実施にあたっては、選定時の企画提案内容を遵守すること。
- (3) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。
- (4) サーバーに掛かる費用、ドメイン名取得に掛かる費用、SSL 導入に掛かる費用に

- については、見積書に明示すること。
- (5) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者及び本市で協議して決定する。
 - (6) そのほか仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議し対処すること。

10 連絡先

尼崎市危機管理安全局危機管理安全部生活安全課 担当：毛利・乾

尼崎市東七松町1丁目2番1号

電話：06-6489-6502 FAX：06-6489-6166

E-mail：ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上